

1 令和2年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、基準財政収入額算定の対象となるのか。
⇒ 交付金であるため、基準財政収入額算定の対象にはならない。
- ・ NO. 30の「新型コロナウイルス感染症対策店舗賃料補助金」に関して、今般、各自治体様々な支援策を打ち出しているが、その内容はそれぞれで多少異なっている。国は中小企業やフリーランス等を対象としているが、本市では国の対象とならなかった事業者をどう救済するかという視点で本補助金を考え、国が対象としている中小企業は対象とせず、個人事業主だけを対象とした。阪神間の状況を見てみると、西宮市や伊丹市は本市と同じような家賃補助を打ち出しているが、その他の市は家賃補助に焦点を当てていないようである。
- ・ 今後のスケジュールは。
⇒ 本日午後正副議長説明を行った後、市議会へ資料配布を行い、5月7日頃には記者発表を行う予定である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策については市民や事業者の関心や注目度が高いため、5月の長期連休前までには提案内容を発表できるように内部での調整を行うようお願いする。
⇒ 調整する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収入減により、大学生の退学が増えていると聞く。本市でもそのような大学生に関する相談はあるのか。
⇒ 今のところ相談はない。
- ・ 大学生に関する相談については、こちらから調べる手立てはあるのか。
⇒ 大学生を直接対象とした援助を行っていないため具体的な手立てはないが、学事課で就学援助を行っているため、その際に大学生に関する相談があれば随時受けている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、今後市の歳入が大幅に減少する可能性が高いため、各部局においては事業の中止や縮小などの見通しを立て、歳入歳出のバランスをしっかりと考えるようお願いする。
⇒ 今後の収支見込を踏まえたうえで、対策等について検討していきたい。
- ・ 歳入に充当している新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金はこれで満額か。
⇒ 額はまだ決まっていない。本日国会で可決される予定であり、早ければ明日にでも

配分額の通知があると思われる。

- ・ NO. 29からNO. 31までの事務は全て産業文化部で行うのか。また、それぞれ何件ぐらいの想定か。

⇒ 事務については今のところ全て産業文化部内で行う予定である。NO. 29については、県の事業であり、市はその一部を負担するだけであるため、費用の積算までは把握していない。NO. 30については、市内の個人事業者約2,000件のうち、持ち家等で対応している個人事業者を差し引いた1,800件を想定している。NO. 31については、備品購入を160件、新業態に係るコンサルティングを4件、システム構築関係を2件想定している。

2 プロジェクト・チームの名称変更などについて（特別定額給付金プロジェクト・チーム）

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 変更決定書について、前回からどのような内容が変更されたか記載されていないため、変更箇所が分かるよう明記しておくべきである。

⇒ 修正する。

- ・ スピード感を持って業務を遂行する必要があるため、増員については早急に決定し、速やかに進めていくこと。

⇒ 早急に決定のうえ、進めていく。

- ・ 新型コロナウイルス関連の支援策については様々な問い合わせがあると思うが、総合的な相談窓口はどの部局になるのか。

⇒ 特別定額給付金に関する問い合わせについては本プロジェクト・チームで対応しているが、その他の施策に関することは各担当課に転送している。市ホームページで各部局が様々な施策に関する情報を発信しているため、その内容を整理したうえで代表電話に入る問い合わせについてはたらい回しにならないよう各担当課に転送し、対応をお願いしているが、現時点で総合的な相談窓口は設置していない。総合窓口を設置するとなると各部局から人員を集める必要があるため、各部局にさらに負荷をかけることとなる。どうしても設置しなければならない事由が生じれば設置を検討するが、現時点では現在の体制を継続する予定である。

- ・ 特別定額給付金に関する問い合わせ体制は。

⇒ 一般的な内容に関する対応は業者に委託し、DV等の個別案件については市で対応する予定である。

- ・ 5月11日の臨時市議会までに特別定額給付金に関する問い合わせ体制を整えることができるのか。

- ⇒ 国の通知でも前もって準備行為をしても良いとあるため、業務委託に向けて進めているところである。このような状況の中で印刷業界も大変忙しく、他の自治体も業者との調整にかなり時間を要しているが、本市でも準備できることは早め早めに行っている。
- 特別定額給付金に関しては準備期間が大変短い、可能な限り素早い対応をお願いする。